

意見書・再意見書

R6年2月11日

吹田市長宛

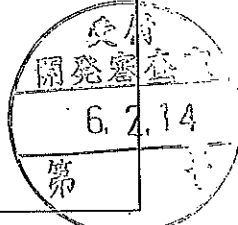
住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

| | | | |
|---------|---|-------|----------------|
| 開発事業の名称 | (仮) レジューラルアッシュ豊津 | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市 豊津町 | | |
| 予定建築物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意見の内容 | <p>5階建てマンションが建設予定と聞き、大変動揺している。 ①連絡先を知りたい。 工事中ならびに建った後、異変を感じた際に連絡したい。 話を聞き、責任をもって誠実に対応してくれる連絡先を知りたい。</p> <p>②マンションとの距離が近い。 プライバシー、ゴミの投げ捨て、騒音問題を憂慮している。 モラルの問題であり予測がつかないと思うが、対応を具体的に教えてほしい。塀をたてる、ネットをはるなど対策を工事前に検討してほしい。</p> <p>③点検、確認を随時できる環境をととのえてほしい。 地域に住む者として、安全安心を願う。万が一の場合、備えの考えを知りたい。</p> | | |
| ※受付年月日 | R5年10月30日 | ※受付番号 | 第 号 05-L-06 |
| ※備考 | | | ※受付印 |



注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書

～（仮称）レジュールアッシュ豊津 新築工事～

No.1の再意見書に対して

①連絡先を知りたい。工事中ならびに建った後、異変を感じた際に連絡したい。話を聞き、責任をもって誠実に対応してくれる連絡先を知りたい。

<①再見解>

新築工事施工者決定後に、工事中の連絡窓口をお伝えします。また、管理会社決定後に、建物完成後の連絡窓口をお伝えします。

②マンションとの距離が近い。プライバシー、ゴミの投げ捨て、騒音問題を憂慮している。モラルの問題であり、予測がつかないと思うが、対応を具体的に教えてほしい。塀をたてる、ネットをはるなど対策を工事前に検討してほしい。

<②再見解>

廊下側の目隠しについては、1階から3階までの各住戸玄関前に対策を講じるか検討しておりましたが、玄関前に限定せず、引き続き検討いたします。尚、1階は廊下部分ではなく、南側敷地境界沿いに目隠しフェンスの設置を検討しております。詳細は、中高層条例の協議時にご説明いたします。

尚、ゴミの投げ捨て、騒音問題については、モラルの問題ですので、それに対して、塀を立てたり、ネットを張る考えはございません。マンション入居者には、ご近隣に対する迷惑行為を行わないよう管理会社にて周知徹底いたします。

③点検、確認を随時できる環境をととのえてほしい。地域に住む者として、安全安心を願う。万が一の場合、備えの考えを聞きたい。

<③再見解>

工事中は安全第一に工事を進めて参りますが、万が一、工事に起因して事故が生じること考えられますので、施工者には工事保険に入っております。

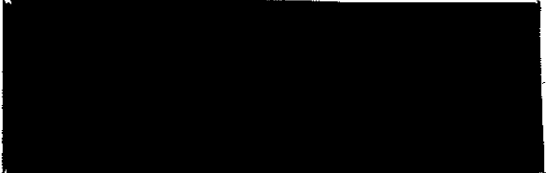
以上

意見書・再意見書

令和6年2月13日

吹田市長宛

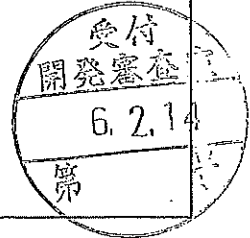
住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

| | | | |
|---------|--|-------|-------------|
| 開発事業の名称 | (仮称) レジューラルアッシュ豊津 新築工事 | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市 | | |
| 予定建築物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意見の内容 | <p>①マンション南側のドア及び通路からの隣接戸建て住宅に対するプライバシーの保護と煙草の投げ捨て等の危険回避のためのフェンス設置希望に関して、見解書では「1階から3階までに関して検討する」との不確かな答えでしたが、プライバシーも他の問題も3階までの問題ではなく5階まで全てに該当する問題です。全通路に設置するように要望します。</p> <p>②工事中に事故又は種々不祥事等が起こった場合はどこに連絡すればいいのか連絡先電話とその責任者の名前を明示して下さい。</p> <p>③工事中及び完成後についてもマンション経営者(社)には入居者を含め、地域コミュニティへの十二分な気配りと協力を強く要望します。</p> <p>尚、今までの意見書に対する回答が全てにおいて曖昧すぎて信頼するに足りないと思っているのでくれぐれも責任者による詳しくて確定的な返答を求めます。</p> | | |
| ※受付年月日 | R5年10月30日 | ※受付番号 | 第 05-L-06 号 |
| ※備考 | | | ※受付印 |



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書

～（仮称）レジュールアッシュ豊津 新築工事～

No.2 の再意見書に対して

①マンション南側のドア及び通路からの隣接戸建て住宅に対するプライバシーの保護と煙草の投げ捨て等の危険回避のためのフェンス設置希望に関して、見解書では「1階から3階までに関して検討する」との不確定な答えでしたが、プライバシーも他の問題も3階までの問題ではなく5階まで全てに該当する問題であるから全通路に設置するように要望します。

<①再見解>

煙草の投げ捨て等については、モラルの問題であり、それに対して、廊下にフェンスを設置する考えはございません。マンション入居者には、ご近隣に対する迷惑行為を行わないよう管理会社にて周知徹底いたします。

また、プライバシーの対策範囲については、南側隣接家屋の階数を考慮し、1階～3階で検討いたします。詳細は、中高層条例の協議時にご説明いたします。

②工事中に事故又は種々不祥事等が起こった場合はどこに連絡すればいいのか連絡先電話とその責任者の名前を明示して下さい。

<②再見解>

新築工事施工者決定後に、工事中の連絡窓口をお伝えいたします。

③工事中及び完成後についてもマンション経営者（社）には入居者を含め、地域コミュニティへの十二分な気配りと協力を強く要望します。

<③再見解>

地域の皆様とは、今後も引き続き、協議を行い、出来る限りの対応を図るよう努めて参ります。

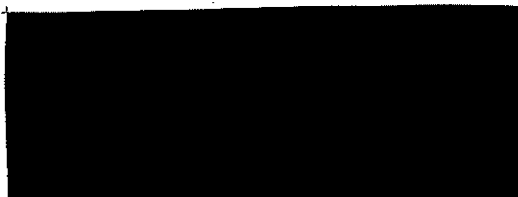
以上

意見書 ~~再意見書~~

令和 6 年 2 月 13 日

吹田市長宛

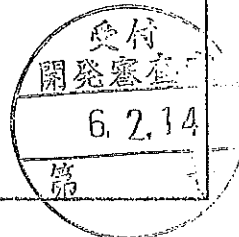
住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 とおり 見解書に対する再意見書 を提出します。

| | | | |
|----------------------------------|---|-------|-------------|
| 開発事業の名称 | (仮称)レジールアッシュ豊津新築工事 | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市 | | |
| 予定建築物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | No1 意見書に対するの解答を見ても、とても誠意を欠いて答えられているとは感じられません。 | | |
| | 北側の田んぼの日照権を守るために南側に併せて、5階の高さがあるために、南側の住宅との間が50cmと狭く、狭いようなせまい感じに「狭い」と理解しました。50cmのすき間は、お隣に入居される方々とのプライバシー、騒音、ゴミ等 お互の生活環境が快適であるはずがありません。 | | |
| 長..間..の地を仲よくくらしたい 私達です。(No21-つく) | | | |
| ※受付年月日 | P5 年10月30日 | ※受付番号 | 第 05-2-06 号 |
| ※備考 | | | ※受付印 |



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

令和6年2月11日

吹田市長宛

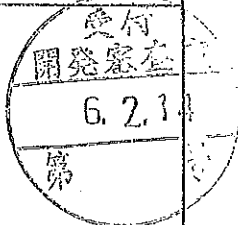
住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書と見解書に対する再意見書を提出します。

| | | | |
|---------|---|-------|----------------|
| 開発事業の名称 | (仮称)レジュールアッシュ豊津新築工事 | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市 | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | <p>No2</p> <p>新しく入居される方々とも どもめ事をおこなふ。 できるだけ仲よく生活したいです。 もめ事の起りそうな建築は なるべく下さう。 せめて <u>1m</u>の間をあけて下さい。 5階建を4階建にすれば、田んぼの日照権は守れるはず。 心のかい言葉で説明されるより、少しは譲歩して下さい。 このカマの工事は先住の私達ばかりまよる事がカツです。 どうか 誠意をみせて下さい。</p> | | |
| ※受付年月日 | R5年10月30日 | ※受付番号 | 第 号 05-L-06 |
| ※備考 | | | ※受付印 |



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書

～（仮称）レジュールアッシュ豊津 新築工事～

No.3の再意見書に対して

意見書に対しての解答を見ますと、とても誠意をつくして答えられているとは感じられません。「北側の田んぼの日照権を守るために南側によせて、5階の高さがあるために、南側の住宅との間が50cmとびっくりするようなせまさになった」と理解しました。50cmのすき間では、お隣に入居される方々とのプライバシー、騒音、ゴミ等、お互いの生活環境が快適であるはずがありません。

長い間この地で仲よくくらししてきた私達です。新しく入居される方々とも、もめ事をおこさず、できたら仲よく生活したいです。もめ事の起こりそうな建築はたてないでください。せめて1mの間をあけて下さい。

5階建を4階建にすれば、田んぼの日照権は守れるはず、心のない言葉で説明されるより、少しは譲歩して下さい。これからの工事で先住の私達はがまんする事ばかりです。どうか誠意をみせて下さい。

<再見解>

5階部分は1階から4階部分の住戸配置とは異なり、南側へ寄せた住戸配置としております。その理由は、日影規制を遵守するためです。

仮に、5階部分を取り止め、4階建てで建物を北側へ50cm寄せた場合（南側敷地境界線から最低1mの離隔）でも、日影規制を遵守できません。

大変申し訳ございませんが、建物の配棟変更については、対応できません。

以上

意見書・再意見書

令和6年7月15日

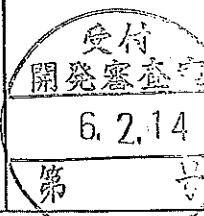
吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

| | | | |
|---------|--|-------|---|
| 開発事業の名称 | (仮称)レジールアツヒ豊津 新築工事 | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市豊津町769番1 | | |
| 予定建築物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | <p>① 隣りで杭打ち工事をすればかなりの騒音と振動が予想されます。振動による家の傾きカーブの心配であるをこれに対してどこまで保証してくれるのか不安である</p> <p>② 建物のが接近している為風害もあると考えます。</p> <p>③ 工事が初まればいろんな問題が出来ると思うので問題が生じた場合は速やかに働き入れて貰える窓口と担当者設けて対応する必要がある</p> <p>④ 工事に伴い工事車両が頻繁に出入りするので歩行者や子供達の通学路でもあるので細心の注意を払って安全に徹底して事故の無い様にお願したい。</p> <p>⑤ 建築許可が下りたからと言って拒否せよ(出来る限り)の事を并記して誠意を示してほしい。</p> | | |
| ※受付年月日 | R5年10月30日 | ※受付番号 | 第 号 05-L-06 |
| ※備考 | | | ※受付印  |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書

～（仮称）レジュールアッシュ豊津 新築工事～

No.4 の再意見書に対して

①隣で杭打ち工事をすればかなりの騒音と振動が予想されます。振動による家の傾きが一番の心配である。それに対して、どこまで保証してくれるのか不安である。

<①再見解>

新築工事前に、計画地にご隣接する家屋を対象に家屋調査を実施します。新築工事後に再度、家屋調査を実施し、家の傾き等に変化が生じたかを確認いたします。変化が生じた箇所については、ご所有者様と協議の上で、新築工事施工者が補修または補償いたします。

②建物が接近している為、風害もあると考えます。

<②再見解>

建物の高さから考えて、風環境の変化は生じますが、風害と言われるほどの影響は生じないと考えております。

③工事が始まればいろんな問題が出て来ると思うので、問題が生じた場合は速やかに聞き入れて貰える窓口と担当者を設けて対応する必要がある。

<③再見解>

新築工事施工者決定後に、工事中の連絡窓口をお伝えします。

④工事に伴い工事車両が頻繁に出入りするので歩行者や子供達の通学路でもあるので、細心の注意を払って安全に徹底して事故の無い様をお願いしたい。

<④再見解>

工事中は安全第一で工事を進めて参ります。

⑤建築許可が下りたからと言って拒否せず出来る限りの事を対処して誠意を示してほしい。

<⑤再見解>

計画建物が完成するまでの間に生じた問題点については、出来る限りの対応を図るよう努めます。

以上

様式第8号

意見書・再意見書

2024年2月14日

吹田市長宛

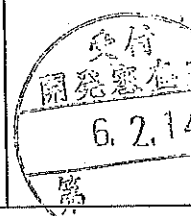
住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

| | | | | |
|---------|--|-------|----------------|---|
| 開発事業の名称 | (仮称)レゾールアツシ 豊津 新築工事 | | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市豊津町769番1 769番2, 769番3 769番4(地番) | | | |
| 予定建築物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | | |
| 意見の内容 | 南側の通路が50cmと開けたが、すぐせまくならぬか 高さほどまでして頂けますか。 | | | |
| ※受付年月日 | 25年10月30日 | ※受付番号 | 第 号 05-L-06 | ※受付印  |
| ※備考 | | | | |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書

～（仮称）レジュールアッシュ豊津 新築工事～

No.5の再意見書に対して

南側の通路が50cmと聞きましたが、すごくせまくないですか。高さはどこまで、してもらえますか。

<再見解>

計画地北側へ発生する冬至の日影に対し、日影規制を遵守するには、どうしても建物を南へ配置せざるを得ません。尚、南側の敷地境界線から計画建物までの離隔距離は公園の箇所約50cm、計画建物東端約1.1m、計画建物西端約1.3mです。

高さについてですが、建物の高さは変更しません。廊下の目隠しについては、1階から3階までの各住戸玄関前に対策を講じるか検討しておりましたが、玄関前に限定せず、引き続き検討いたします。尚、1階は廊下部分ではなく、南側敷地境界沿いに目隠しフェンスの設置を検討しております。詳細は、中高層条例の協議時にご説明いたします。

以上

意見書・再意見書

2024年 2月 14日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

| | | | |
|---------|---|-------|-------------|
| 開発事業の名称 | (仮称) レジューラルアッシュ豊津 新築工事 | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市 豊津町769番1, 769番2, 769番3, 769番4 (地番) | | |
| 予定建築物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意見の内容 | <p>見解書について</p> <p>① 日影協定の関係で南側に50cmしか空けられないとのことですが高さが取れるからといって周りの環境も考えず5階建にまでする必要はありますか。</p> <p>② 通路側玄関前のプライバシーの対策を1階から3階まで検討中とのことですが目線だけでは何も解決しません。こちら側にゴミ、たばこの吹殻などを捨てられないように対策をお願いします。</p> <p>全階にしていいただくこと、全部を塞がなくても手を伸ばしても届かない高さまでは覆って下さい。</p> <p style="text-align: right;">No. 1</p> | | |
| ※受付年月日 | P5年 10月30日 | ※受付番号 | 第 05-2-06 号 |
| ※備考 | | | ※受付印 |

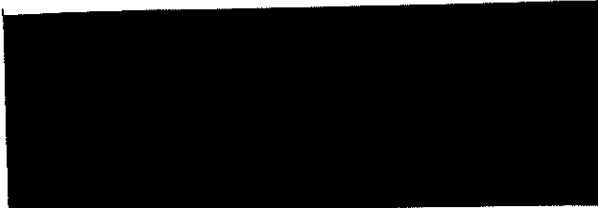
- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

2024年 2月 14日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

| | | | |
|---------|---|-------|------------------|
| 開発事業の名称 | (仮称) レジューラルアッシュ豊津 新築工事 | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市 豊津町769番1, 769番2, 769番3, 769番4 (地番) | | |
| 予定建築物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意見の内容 | <p>③ マンション入居者に迷惑行為を行わないように 管理会社にて周知徹底するとのとですが 90名近くの人達が入れ替わり入居されるのに無理ではないですか 入居者に周知徹底するのはもちろんですが まだ建築されていないのですから 建物にもそれなりの 対策を講じることは今ならまだ出来ると思います。 対策を講じるかを検討中ではなく 対策を講じて下さい。</p> | | |
| ※受付年月日 | 2025年10月30日 | ※受付番号 | 第 05-L-06 号 |
| ※備考 | | ※受付印 | <p>No. 2 END</p> |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書

～（仮称）レジュールアッシュ豊津 新築工事～

No.6の再意見書に対して

①日影協定の関係で南側と 50cm しか空けられないとのことですが高さが取れるから
とって周りの環境も考えず 5 階建にまでする必要がありますか。

<①再見解>

マンション事業では、その土地が発揮する能力を最大限に生かせるよう設計いたします。本来であれば、容積率：200%いっぱいまで利用したい所ですが、日影規制等の制限が厳しいことから、容積率は約 140%の利用に留まっております。

②通路側玄関前のプライバシーの対策を 1 階から 3 階まで検討中とのことですが、目線だけでは何も解決しません。こちら側にゴミ、たばこの吸殻などを捨てられないように対策をお願いします。全階にさせていただくこと、全部を塞がなくても手を伸ばしても届かない高さまでは覆って下さい。

③マンション入居者に迷惑行為を行わないように管理会社にて周知徹底すること
ですが、90 名近くの人達が入れ替わり入居されるのに無理ではないですか。入居者
に周知徹底するのはもちろんですが、まだ建築されていないのですから建物にもそれ
なりの対策を講じることは今ならまだ出来ると思います。対策を講じるかを検討中
ではなく、対策を講じて下さい。

<②③再見解>

ゴミ、たばこの吸殻などを捨てる行為はモラルの問題ですので、それに対して、目隠しを設ける考えはございません。申し訳ございませんが、目隠しの対策は 1 階～3 階で検討させていただきます。

以上

意見書 再意見書

2024年2月14日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所(所在地、名称及び代表者氏名))

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

| | | | |
|---------|--|-------|--------------------------|
| 開発事業の名称 | (仮称) レジューラルアッシュ豊津 新築工事 | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市 豊津町769番1、769番2、769番3、769番4 | | |
| 予定建築物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意見の内容 | No.2 ・意見書回答で、避難用出入口は緊急時及び、災害時のみの使用とします。との回答ですが | | |
| | ・避難用出入口の扉施錠方法を具体的に教えてください。またマンション住民が避難用出入口を日常使用しているを確認した時は、どの様な対策をするのか具体的に文章で説明して下さい。 ・今後、マンション建設につき住民対応担当者を決めて下さい。 | | |
| ※受付年月日 | R5年10月30日 | ※受付番号 | 第05-L-06号 |
| ※備考 | | | ※受付印 受付 6.2.14 第 号 |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとインターネットにより公表します。

再見解書

～（仮称）レジュールアッシュ豊津 新築工事～

No.7の再意見書に対して

- ① 避難用出入口の扉施錠方法を具体的に教えてください。また、マンション住民が避難用出入口を日常使用しているのを確認した時は、どのような対策をするのか具体的に文章で説明して下さい。

<①再見解>

南側に設置する避難用出入口ですが、マンション敷地側に破壊錠を設けた扉を設置予定ですので、住戸のカギ等でその扉を開閉することはできません。

南側に防犯カメラも設置しますので、日常使用が確認された場合及び緊急時でもなく破壊錠を破壊した場合は該当者を防犯カメラにて特定し、責任を負っていただきます。また避難用出入口扉にも『緊急用の為常時使用不可』と明示させていただきます。

- ② 今後、マンション建設につき住民対応担当者を決めて下さい。

<②再見解>

新築工事施工者決定後に、工事中の連絡窓口をお伝えいたします。

以上